

健康保険 共働きの被扶養者認定基準

Q. 夫婦共働きで子供が生まれましたが、どちらの健康保険に加入させたら良いのでしょうか？

A. 令和3年8月より夫婦共同扶養における被扶養者の認定基準が明確になりました。

原則はこれまでと同様、夫婦どちらかの年間収入が多い方の被扶養者にします。

今まで「前年1年間」とされてきた年間収入ですが、今回から「過去の収入・現時点の収入・将来の収入などから今後1年間の収入を見込んだもの」に変わりました。国民健康保険の被保険者では「直近の年間所得を見込んだもの」が年間収入になります。夫婦双方の年間収入の差額が多い方の1割以内であれば、被扶養者の地位の安定を図るため、収入が低くても主として生計を維持する者の扶養者にします。

共済組合の組合員には扶養手当などの支給があるため、その支給認定を受けていれば被扶養者にしても差し支えはありません。反対に、支給認定外であることのみを理由に、扶養認定を拒否することは出来ません。

また、主として生計を維持する者が育児休業等を取得した場合、当該休業期間中は、被扶養者の地位安定の観点から特例的に異動しません。ただし、新たに誕生した子供については、改めて扶養認定が行われます。第1子は父親、第2子は母親の扶養になるというケースが今後はあるかもしれません。

転職や退職などで収入が逆転する場合は、異動先の保険者が扶養認定することを必ず確認してから削除(異動)して下さい。保険者によっては添付書類が必要になることもあります。あらかじめ確認しておきましょう。

今までは共働きでも父親の扶養に入れていましたが、今後は新たな基準のもと、その都度判断することになります。